

豊橋市建設工事等一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊橋市の発注する建設工事の請負契約及び工事に伴う委託契約に係る一般競争入札に関し必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(一般競争入札に参加できる者)

第2条 建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の登録者名簿に登録された者とする。

2 工事に伴う委託契約に係る入札参加資格者は、本市の登録者名簿に登録された者とする。

3 建設工事については、入札参加資格者を、第1項に規定する者のうち経営事項審査の総合評定値により等級区分をされたものとし、それぞれの区分に応ずる入札に参加することができるものとする。

(一般競争入札の制限)

第3条 建設工事及び工事に伴う委託業務の性質又は目的により必要な場合その他市長が必要と認める場合は、当該入札参加資格者を、市内に本社を置く業者、市内に支店、営業所を登録している業者、特定の資格を持った技術者を擁する業者若しくは同種工事の施工実績のある業者に制限し、又は経営事項審査の総合評定値等により制限することができる。

(等級区分の通知)

第4条 第2条第3項に規定する等級区分は、豊橋市建設工事請負業者の格付要領に基づいて行い、入札参加資格者に対して通知するものとする。

(一般競争入札の公告)

第5条 一般競争入札実施の公告は、豊橋市役所財務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）専用の掲示板に掲示して行うとともに、インターネットを利用して行うことができる。

(設計書及び設計図面の閲覧等)

第6条 一般競争入札に付する建設工事及び工事に伴う委託業務の設計書及び設計図面は、前条の公告をした日から契約検査課において閲覧に供するほか、申出のあった入札参加資格者に対し、期間を定めて貸与する。

2 前項の規定により設計書等を閲覧し、又は貸与された入札参加資格者に対しては、設計書閲覧確認書（様式第1）を交付するものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加資格者は、入札のため入札室へ入室するときに、設計書閲覧確認書又は一般競争入札参加資格確認書を係員に提出しなければ、当該入札に参加することができない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加資格者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとする。

(電子入札案件における特例)

第9条 電子入札案件には、前2条の規定は適用しない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成5年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

整理番号

設計書閲覧確認書

会社名

氏名

下記のとおり設計書等を閲覧したことを確認する。

記

1 工事名及び工事場所

2 閲覧日又は貸出日 年 月 日

年 月 日

確認印

豊橋市財務部契約検査課 印

注 この確認書は、入札の際、係員に提出すること。